東京都渋谷区東三丁目 22 番 14 号 株式会社シティインデックスイレブンス 代表取締役 福島 啓修

日本アジアグループ株式会社株券(証券コード:3751) に対する 公開買付けの撤回に関するお知らせ

当社は、本日、日本アジアグループ株式会社(以下「日本アジア」といいます。)の普通株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を撤回いたしました。

日本アジアが 2021 年 3 月 1 日付で公表した「剰余金の配当(特別配当)、剰余金の配当(特別配当) 及び臨時株主総会招集に係る基準日設定並びに株主還元方針に関するお知らせ」(以下「本開示」といいます。)によれば、日本アジアの取締役会は、臨時株主総会の承認を条件として 1 株当たり 300 円の剰余金の特別配当を行うことを決定したとのことです。

当社は、日本アジアに対し、当社による日本アジアに対するデュー・ディリジェンスの機会を与えていただけるよう繰り返し依頼してきましたが、日本アジアがこれを拒否したままで本開示を行うに至ったことは、誠に遺憾です。上記特別配当は、配当金の総額が純資産額(15,754 百万円)の約52%に相当し、1株当たりの配当金が300円という極めて多額のものであるため、当社としては、事実上、本公開買付けを撤回するほか選択肢がございませんでした。日本アジア株式の売却を望まれていた株主の皆様には深くお詫び申し上げます。

日本アジアが当社によるデュー・ディリジェンスを拒み続けた上で、上記特別配当を行うことを決定した旨を公表し、当社が本公開買付けを撤回せざるを得なくするような対抗策は、実質的に公開買付制度を否定するものであって、法に対する冒涜であるというべきです。このような暴挙が許されるのであれば、上場企業は経営陣の気に入らない者による公開買付けが判明した時点で、多額の配当を決定し、公開買付けを撤回させることができてしまいます。そしてこれは、これまで、経済産業省、法務省、そして金融庁といった関係省庁及び東京証券取引所、自主規制法人をはじめとする関係者、市場参加者、有識者の皆様が、築き上げてきた日本の資本市場の公平な秩序やコーポレート・ガバナンスの発展を妨げるのみならず、これら関係省庁及び関係者、市場参加者、有識者の皆様のこれまでの努力を冒涜するものでもあると考えております。当社は、このような悪しき対抗策が今後繰り返されることがないように、公開買付けに対する株主還元による対抗策に対しては、公開買付者が公開買付価格を引き下げられるよう、金融庁及び経済産業省に法改正を求めていく所存です。

なお、本公開買付けの撤回の具体的内容は、本公開買付けの撤回に関して当社が2021年3月3日付で関東財務局長に提出した公開買付撤回届出書をご参照ください。